

中東遠看護専門学校組合規約

平成3年7月30日 許可
改正 平成16年4月1日 市行第15号
平成17年1月13日 市行第421号
平成19年3月29日 市行第554号
平成21年11月5日 自行第516号
平成26年1月10日 中看組第75号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、中東遠看護専門学校組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市及び森町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、看護専門学校の設置及び管理、運営に関する事務を行うものとする。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、袋井市に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は17人とし、関係市町の選出区分は、次のとおりとする。

磐田市	3人
掛川市	3人
袋井市	3人
御前崎市	3人
菊川市	3人
森町	2人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市町の議会において、当該市町の議員の中から選挙する。

2 前項の選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて関係市町の長に通知しなければならない。

3 第1項の選挙が終わったときは、関係市町の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期とする。

- 2 組合議員が関係市町の議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。
(補欠選挙)

第8条 組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

- 2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の選挙に準用する。
- 3 補欠議員の任期は、それぞれの前任者の残任期間とする。

第3章 組合の執行機関

(組合の執行機関の組織及び選任方法)

第9条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

- 2 管理者は袋井市長、副管理者は掛川市長及び袋井市副市長（袋井市に2人以上の副市長が置かれている場合は、管理者が指定する1人の副市長とする。）、会計管理者は袋井市会計管理者をもって充てる。
- 3 第1項に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。
- 4 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、袋井市監査委員をもって充てる。

第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、関係市町の分担金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の分担金の負担割合は、次の各号に掲げる割合により分賦する。

- (1) 予算の属する年度の前年9月末日現在（以下「基準日」という。）における住民基本台帳に基づく人口割 10分の4
- (2) 基準日における磐田市立総合病院、掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター、市立御前崎総合病院、菊川市立総合病院及び公立森町病院（「以下管内5病院」という。）並びに袋井市立聖隷袋井市民病院の病床数割 10分の4
- (3) 予算の属する年度の前3年度の4月1日に管内5病院が看護師として採用した者のうち東海アクシス看護専門学校の卒業生数割 10分の2

- 3 前項の病床数及び採用者数については、関係市町の協議により定める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日市行第15号）

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の中東遠看護専門学校組合規約第11条第2項に規定する平成16年度における御前崎市の人口割合は、前年の10月末日現在における浜岡町の住民基本台

帳に基づく人口を基準とする。

附 則（平成17年 1 月13日市行第421号）

- 1 この規約は、平成17年 1 月17日から施行する。
- 2 この規約による変更後の中東遠看護専門学校組合規約第11条第 2 項に規定する平成17年度における菊川市の人口割合は、前年の10月末日現在における小笠町及び菊川町の住民基本台帳に基づく人口を基準とする。

附 則（平成19年 3 月29日市行第554号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 1 項の規定により在職する袋井市収入役が存職する間は、変更後の中東遠看護専門学校組合規約第 9 条の規定は適用せず、変更前の中東遠看護専門学校組合規約第 9 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、変更前の中東遠看護専門学校組合規約第 9 条第 2 項中「袋井市助役」とあるのは「袋井市副市長」とし、同条第 3 項中「吏員その他の職員」とあるのは「職員」とする。
- 3 平成19年度分の分担金に係る人口割合及び病床数割の基準日は、平成18年10月末日とする。この場合において、変更後の中東遠看護専門学校組合規約第11条第 2 項中「予算の属する年度の前年の 9 月末日現在」とあるのは「予算の属する年度の前年の10月末日現在」とする。

附 則（平成21年11月 5 日自行第516号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成26年 1 月10日中看組第75号）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 変更後の中東遠看護専門学校組合規約第11条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、平成24年度以前の卒業生数割は、なお従前の例による。